

行。

と記されてあるに依つて知ることが出来る。

尤も提領の選任待遇等は必ずしも一様ではなく、時と場合によつて相違はあつた。永樂大典本站字の下に引かれた元典章の選取站官事理には、至元二十三年九月中書省が御史臺の呈を准けて議得したとして、

江南諸路新附站官不_レ曉_レ喂_ニ養馬匹。本省議擬。於_下有_ニ根脚。曾歷仕入_ニ流品_ニ北人内_上。選_ニ取提領一員。毎月俸給_ニ一十兩。二周歲爲_レ滿。……副使本處站戸内選_ニ差一員。常川勾當。……都省議得。每站設_ニ提領副使各一員。提領一員。於_下慣_ニ會勾當_ニ北人内_上選取。受_ニ行省劄付_ニ勾當。三周歲爲_レ滿。……副使於_ニ本處站戸上戸内_上。選_下知_ニ官事。爲_ニ衆推服_ニ者一名。受_ニ通政院劄付_ニ。常川勾當。咨請_ニ依_レ上施行。

と見えてゐる。これは當時南方新附の地の驛站を經營するに當つて、特に施行した制度であつたと思はれる。即ちこゝに定められた提領は站戸内から選取したのではなく、また俸も給せられた一箇の正官であつて、副使といふのが前述の提領に相當するものであつた。南方新附の地の提領を站戸内から取ることは、單に馬を養ふことを知らぬといふ理由のみならず、別にまた站の當面の目的たる軍情の機務を漏洩する恐れもあつたからである。⁽⁸⁾ その後南方でもこの制度を改めたかどうかは明らかでないが、前記延祐四年の規定は南北何れとも限つてゐないから、多分一般に施行せられたものであらう。假令然らずとするも、當時少くとも北方では、提領を站戸から選取したことは疑ない事實と認められる。この提領は驛務の繁閑や、時の前後に従つてその員數に増減のあつたことは勿論で、例へば至大四年八月五日の兵部の呈には、